

PayPay ほけん これだけ賃貸 重要事項説明書

この書面は、「生活あんしん総合保険」の保険契約に関する内容のうち、特にご確認いただきたい事項（契約概要・注意喚起情報・個人情報の取扱い）を記載しています。ご契約の前に必ずご一読のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、この書面は、保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「生活あんしん総合保険 普通保険約款・特約条項」をあわせてご参照願います。

また、被保険者が契約者と異なる場合には、この書面の記載内容を、被保険者の方にもご説明願います。

お申込みいただいた契約内容は、PayPay ほけんアプリ上の「加入詳細」画面（以下、単に「加入詳細」といいます。）に、閲覧日時点の最新状態を表示しています。

契約概要

この「契約概要」は、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要となる事項についてわかりやすく記載したものです。

ご確認ください！

- ・この保険は、お住まいの賃貸住宅の貸主や第三者への賠償責任および賃貸住宅に収容の家財に対する火災や落雷等の事故に備えたい方のご意向に沿った保険商品です。
- ・賠償の保険金額や所有されている家財の金額に応じて、複数の販売プランよりご選択いただける保険商品です。（家財の補償がなく、賠償補償のみの販売プランもあります）

1. 概要

(1) この商品は、日常生活に伴う次のさまざまなリスクについて対応できる保険商品です。

Ⅰ. 賠償の補償条項：貸主や他人に対する損害賠償責任の補償

Ⅱ. 家財の補償条項：火災、落雷、竜巻や台風による風水災、水濡れ、盗難事故等の損害に対する補償

(2) この商品は、ご自身のニーズにあった補償プランを1つご選択いただくシンプルな保険商品です。

2. この保険にお申込みいただける方（契約者）および補償の対象となる方（被保険者）ならびに加入制限

契約者	お申込日時点で PayPay アカウントに登録している日本国内在住の 18 歳以上の方
被保険者	①申込時に指定した、賃貸住宅戸室に居住する被保険者（以下、「被保険者（本人）」といいます。） ②①と同居の配偶者および親族（6親等内の血族と配偶者、および3親等内の姻族）＜保険期間中に被保険者（本人）と別居となる場合、被保険者の範囲外となります。＞ ※被保険者（本人）は契約者と同一とします。＜ただし、被保険者（本人）が18歳未満のお子様の場合に限り、その父母が契約者となります。＞ なお、保険事故発生の連絡は、「加入詳細」に記載の被保険者（本人）が行ってください。＜ただし、被保険者（本人）が未成年の場合には、契約者が行ってください。＞
加入制限	アイアル少額短期保険株式会社（以下、「当社」といいます。）を引受保険会社とする被保険者が同一で保険期間が重複する同種の保険契約をお引き受けすることはできません。

3. 補償が開始される日（保険始期日）

申込日の3日後から70日後までの間でご指定いただけます。補償開始時刻は保険始期日の0時となります。

4. 保険期間

1年または2年です。（原則、契約者から特段の申し出がない場合は、1年または2年ごとに保険契約は更新されます。）

5. 保険料および払込方法＜経路・回数＞ならびに払込ができなかった場合の取扱い等

(1) 保険料の払込経路・回数および当社が保険料を領収したとみなす日（以下、「領収日」といいます。）は、下表のとおりとします。

払込経路	払込回数	領収日
当社が定める電子決済サービス （「PayPay残高」、「PayPayポイント」または「PayPayクレジット」による支払い）	月払 または 一時払	契約者が当該決済サービス（PayPay）の利用規約等に従った決済を行い、それを電子決済サービス提供会社が認証および承認した日（「PayPayポイント」による支払いを選択した場合、ポイント残高が減算された日）

(2) 販売プランおよび保険料は、下表のとおりです。

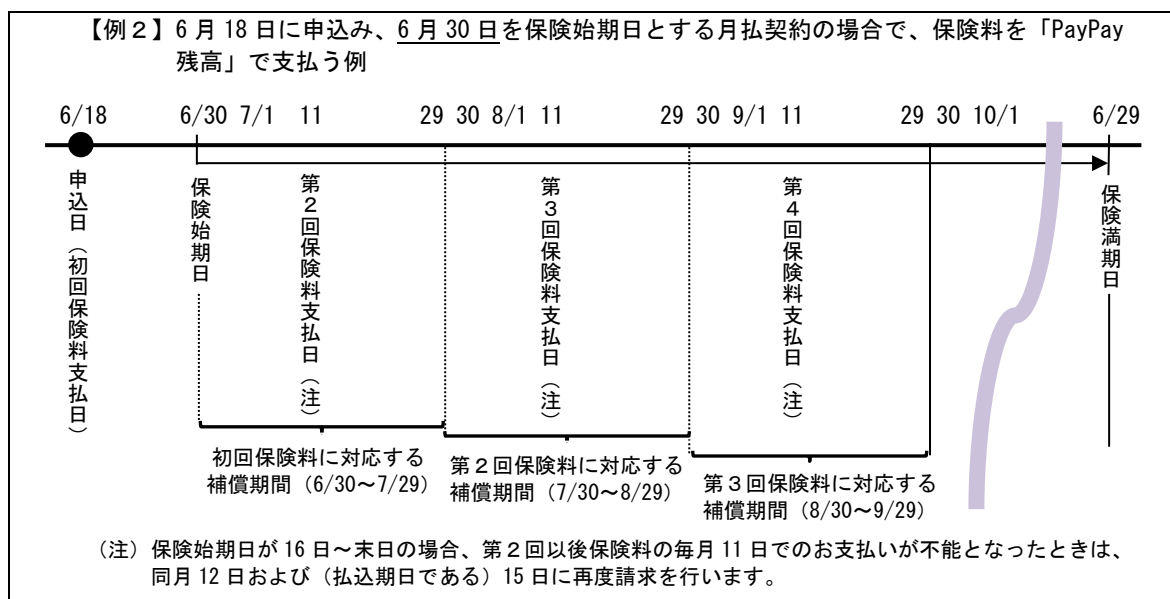
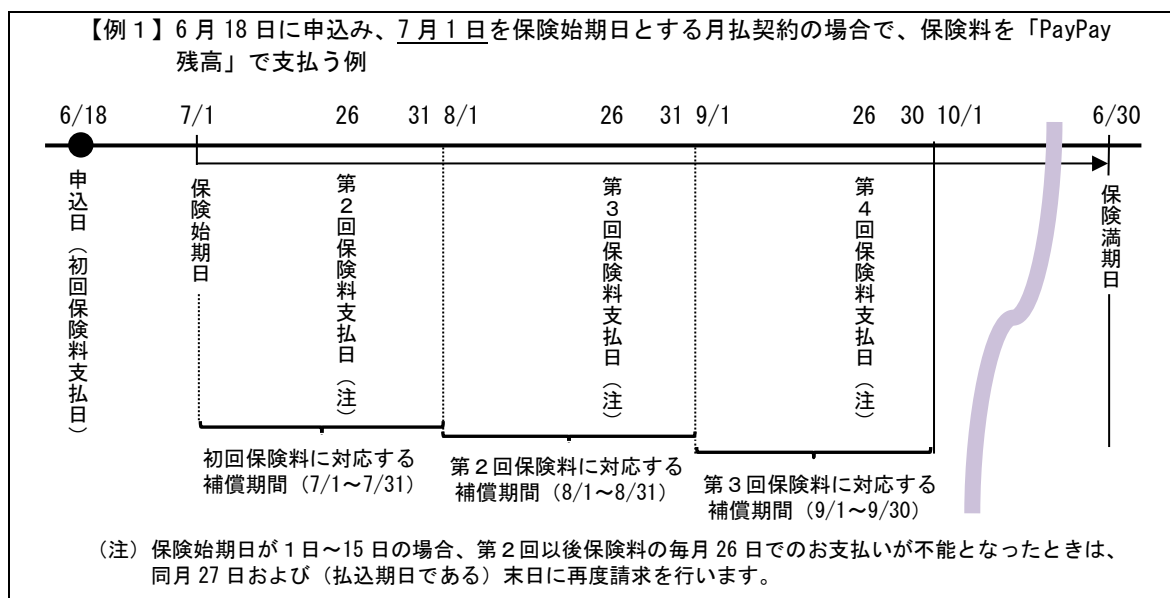
プラン		お手軽プラン	基本プラン	安心プラン（※）
項目				
保険金額 （支払限度額）	賠償の補償条項	1,000 万円	1,000 万円	2,000 万円（※）
	家財の補償条項	—	100 万円	300 万円
保険料	月払	220 円	290 円	440 円
	一時払（1年）	2,400 円	3,200 円	4,900 円
	一時払（2年）	4,400 円	5,900 円	9,100 円

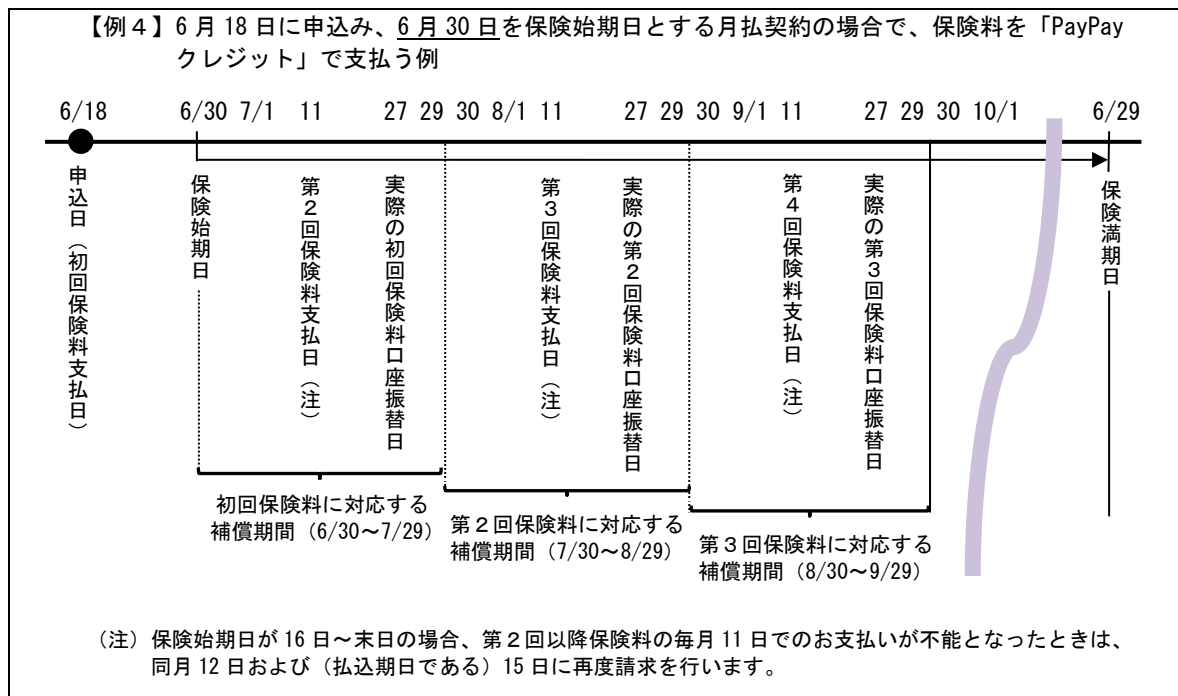
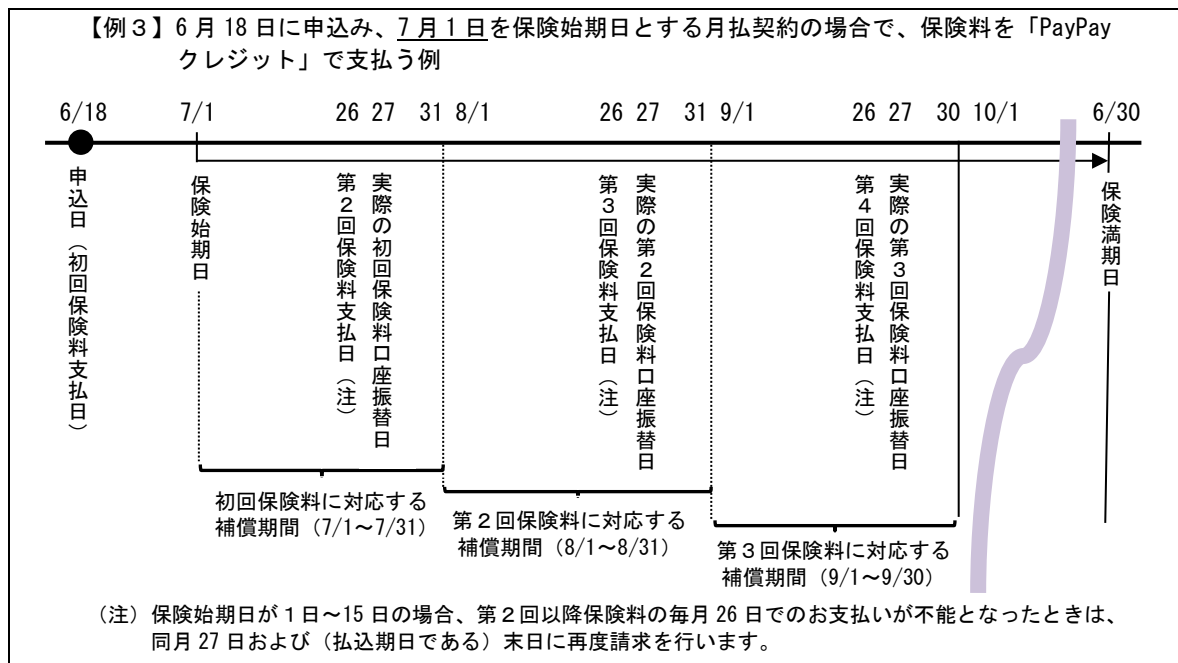
（※）『安心プラン』の場合、賠償の補償部分につき、当社を幹事保険会社、あんしん少額短期保険株式会社を非幹事保険会社とする共同保険契約としてお引き受けします。

(3) 保険料の払込期日および保険料の払込がない場合の契約の取扱いは次のとおりとします。

払込期日	左記払込期日までに保険料の払込がない場合の取扱い				
上記(1)の払込経路による保険料の払込期日および決済日は以下のとおりとなります。(「PayPay クレジット」の場合、実際の支払日(口座振替日)は、毎月末日の締切日の翌月の27日(金融機関等が休業日の場合、翌営業日)となります。) ①初年度契約の月払の初回保険料および一時払契約： 保険始期日(上記(1)の払込経路による決済は申込日となります。) ②月払契約の第2回以後保険料： <table border="1" data-bbox="225 414 1098 745"> <tr> <td data-bbox="225 414 451 539">ア) 保険始期日が1日～15日のとき</td><td data-bbox="458 414 1098 539">契約応当日*の前月末日 (上記(1)の払込経路による決済は毎月26日となります。なお、決済が不能となった場合、27日・末日に再度請求します。)</td></tr> <tr> <td data-bbox="225 548 451 745">イ) 保険始期日が16日～末日のとき</td><td data-bbox="458 548 1098 745">契約応当日*(注)の当月15日 (上記(1)の払込経路による決済は毎月11日となります。なお、決済が不能となった場合には、12日・15日に再度請求します。) (注) 月末等で契約応当日が存在しない場合はその月の末日とします。</td></tr> </table> 具体的なスケジュールのイメージは下記【例1】～【例4】をご参照ください。	ア) 保険始期日が1日～15日のとき	契約応当日*の前月末日 (上記(1)の払込経路による決済は毎月26日となります。なお、決済が不能となった場合、27日・末日に再度請求します。)	イ) 保険始期日が16日～末日のとき	契約応当日*(注)の当月15日 (上記(1)の払込経路による決済は毎月11日となります。なお、決済が不能となった場合には、12日・15日に再度請求します。) (注) 月末等で契約応当日が存在しない場合はその月の末日とします。	①初年度契約の月払初回保険料および一時払契約： 保険契約は無効(保険始期日にさかのぼって不成立)となります。 ②第2回以後保険料： 当該払込期日以後に到来する直近の契約応当日*(月末等で契約応当日*が存在しない場合は翌月1日)に、保険契約は失効します。 ※払込猶予期間はありません。
ア) 保険始期日が1日～15日のとき	契約応当日*の前月末日 (上記(1)の払込経路による決済は毎月26日となります。なお、決済が不能となった場合、27日・末日に再度請求します。)				
イ) 保険始期日が16日～末日のとき	契約応当日*(注)の当月15日 (上記(1)の払込経路による決済は毎月11日となります。なお、決済が不能となった場合には、12日・15日に再度請求します。) (注) 月末等で契約応当日が存在しない場合はその月の末日とします。				

*「契約応当日」とは、保険期間中に迎える毎月の保険始期日に対応する日をいいます。





(4) PayPay アカウントの利用停止等により、当該決済サービスによる保険料の払込ができない場合も保険契約は失効します。

6. 付帯される特約および共同保険について

すべての保険契約に「賠償の補償条項 補償内容変更特約」「保険料の電子決済サービスによる支払特約」「保険証券等の発行省略に関する特約」が付帯されます。

また、『安心プラン』にお申し込みの場合には、「共同保険に関する特約」も付帯されます。「共同保険に関する特約」が付帯された契約は、賠償の補償条項部分について、当社を幹事保険会社、あんしん少額短期保険株式会社を非幹事保険会社とする共同保険契約として、引受割合はそれぞれ50%でお引き受けします（実際の引受会社・引受割合については、「加入詳細」にてご確認ください）。各保険会社はそれぞれの引受割合に応じて単独別個に保険契約上の責任を負います。

なお、申込時の引受会社・引受割合と、契約を更新される場合の引受会社・引受割合とが異なる場合があります。幹事保険会社である当社は、非幹事保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

7. 補償内容（保険金をお支払いする場合および支払う保険金の額等）

□賠償の補償条項（「賠償の補償条項 補償内容変更特約」が付帯されています）

保険金の種類	保険金を支払う場合（支払事由）	支払う保険金の額
個人賠償保険金	次の偶然な事故に起因して他人の身体に障害または財物に損害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合 ①「加入詳細」に表示の住宅の所有、使用または管理に起因する事故 ②日本国内での日常生活に起因する事故	次に掲げるものにつき、1事故につきプランごとに定められた保険金額を限度として支払います。 （自己負担額 5,000 円） (1) 損害賠償金。ただし、代位取得する物があるときは、その価額を差し引きします。 (2) 被保険者が支出した次の費用 ①被保険者が書面にて当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、示談交渉に要した費用、仲裁・和解または調停に要した費用 ②他人に損害賠償を請求する場合の手続費用 ③事故発生時に行った応急手当や護送等の緊急措置費用
借家人賠償保険金	被保険者の過失による以下の①または②の偶然な事故に起因して「加入詳細」に表示の賃貸住宅に損害を与え、被保険者が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合 ①火災、破裂または爆発 ②給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等による水ぬれ	

□家財の補償条項

保険金の種類	保険金を支払う場合（支払事由）	支払う保険金の額
(1) 家財保険金（※1）	①火災、落雷、破裂・爆発	ア. 修復不可能な場合 同等の物を新たに購入するために必要な金額 イ. 修復可能な場合 修理費用（ただし、ア.の額を限度とします。） ※1回の事故についてプランごとに定められた保険金額を支払限度とします（ただし、⑦の「転居先への運送中における①から⑥の事故」については、1回の事故について支払限度額を100万円とします）。
	②風災、ひょう災、雪災	
	③給排水管や他の戸室からの漏水、放水等による水濡れ	
	④台風や豪雨等による洪水、土砂崩れ等の水災	
	⑤建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等	
	⑥騒じょうおよび集団行動に伴う破壊行為	
	⑦転居先への住宅戸室に運送中（※2）において、上記①から⑥までの事故によって保険の目的物である家財について損害が発生した場合	保険の目的物ごとに次の額を限度とする損害の額 ア. 家財は同等の物を新たに購入するために必要な金額とし、1個または1組10万円 イ. 通貨は10万円、預貯金証書は50万円を限度 ※1回の事故について50万円が支払限度額となります。
	⑧盗難 （警察への被害の届出が必要）	
(2) 修理費用保険金	賃貸住宅戸室に、被保険者の責めに帰さない事由に起因する偶然な事故（※3）による損害が生じ、貸主との契約に基づき、または緊急的に自己の費用でこれを修理したとき（死亡事故およびキズ、汚れなどの単なる外観上の損傷等を除きます。）	実費 （100万円を限度）
(3) 残存物清掃費用保険金	損害を受けた保険の目的物の残存物の清掃や搬出が必要なとき（家財保険金が支払われた場合）	実費 （家財保険金の5%を限度）
(4) 緊急避難費用保険金	損害によって居住が困難となり、宿泊施設を臨時に使用したとき（家財保険金が支払われた場合）	1泊につき5,000円（1契約の定額） （事故発生日から30日以内）
(5) 近隣見舞費用保険金	自室から発生した火災によって、近隣の住戸等に損害を与えたとき（家財保険金が支払われた場合）	被災世帯数×5万円 （家財保険金の5%を限度）
(6) ドアロック交換費用保険金	住宅室内に不法侵入があり、被保険者が住宅のドアロックを交換したとき（警察に被害の届出が必要）	同等のドアロックに交換する費用 （3万円を限度）

（※1）保険の目的物が貴金属、宝玉ならびに書画、彫刻物その他の美術品の場合、1個または1組についての支払限度額は10万円とします。

（※2）運送中とは、「加入詳細」に表示の住宅戸室外に出た時に始まり、転居先の住宅戸室内に入った時までとし、運送業者による運送に付随する一時保管中を含むものとします。

（※3）被保険者の責めに帰さない事由に起因する偶然な事故とは、例えば、不法侵入者によるドアや窓の破損、自然現象であるガラスの熱割れなどが該当します。（被保険者による、壁や床のキズ、洗面台や便器の破損等は該当しません。）

<保険の目的物の範囲>

保険の目的物に含まれるもの	保険の目的物に含まれないもの
被保険者が所有し、「加入詳細」に表示の住宅戸室内に収容される家財。 ただし、住宅戸室外にあっても、次に掲げるものは保険の目的物に含めます。 (1) 住宅敷地内の駐輪場に置かれ施錠された自転車（電動アシスト自転車を含みます。） (2) 住宅戸室内のエアコンに接続された室外機	次に掲げるものは、保険の目的物に含まれません。 (1) 建物に取り付けてあるキッチン、浴槽、便器、ガラス戸等 (2) 業務用の什器・備品、商品およびこれらに類する物 (3) 通貨・預貯金証書（「盗難」による事故の場合を除く）、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券、その他これらに類する物 (4) 証書（運転免許証、パスポートを含みます。）、帳簿、稿本、設計書、図案、プログラム、データ、その他これらに類する物 (5) 動物および植物等の生物 (6) 自動車等およびその付属品

8. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

□契約全体に共通する免責事由

①保険始期日前に生じていた損害 ②契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故 ⑥契約者または被保険者が暴力団員等の反社会的勢力に該当すると認められる場合、または反社会的勢力と関係を有している場合（なお、契約締結後にこれらの事実が判明したときには、契約を解除します。）

□賠償の補償条項

(1) 個人賠償保険金固有 ①被保険者と被害者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合 ②被保険者の親族および同居する者に対する損害賠償責任 ③被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ④被保険者が借用していた財物に対して負担する損害賠償責任 ⑤航空機、車両、船舶に起因する損害賠償責任	(2) 借家人賠償保険金固有 ①被保険者の死亡による損害、被保険者の心神喪失または指図による損害 ②住宅の増改築や取り壊し等の工事による損害 ③住宅のキズや汚れなどの外観上の損傷で、機能に直接関係のない損害 ④住宅を貸主等に引き渡した後に発見された損害
---	--

□家財の補償条項

①建物や窓などからの、雨・風・ひょう・雪・砂じん等の吹込みまたは漏入（ただし、建物や窓などの外側の部分が、風災等により破損し、その破損部分である建物や窓などからの内部への吹込みまたは漏入によって生じた損害を除きます。） ②保険の目的物が、「加入詳細」に記載の住宅戸室外にある間に生じた事故 ③火災等の事故の際における保険の目的物の紛失または盗難 ④（保険金を支払う場合「⑦転居先への運送中の事故」のとき）電話・ノートパソコン等の携帯式電子事務機器、眼鏡・コンタクトレンズ、ラジコン模型、スキー・スノーボード等に生じた損害

9. 保険契約の更新における留意点

- 当社は、保険満期日の2か月前までに、契約者に対して保険の満期と更新の通知を行います。
- 契約者から契約更新日に応じて以下の期日までに保険契約を更新しない旨の申し出がない場合、保険契約は更新されます。なお、当社の判断によって更新契約の引受を行わないことがあります。

契約更新日	申出期日	更新契約の保険料払込期日 ^(*)
1日から15日の場合	契約更新日の前月25日	契約更新日の前月末日
16日から末日の場合	契約更新日の当月10日	契約更新日の当月15日

(*)「更新契約の保険料」とは、更新後の月払契約の第1回保険料および一時払契約の保険料をさします。

なお、実際の保険料の支払日は、『5. 保険料および払込方法<経路・回数>』ならびに払込ができなかった場合の取扱い等(3)に記載のスケジュールに準じます。

- 更新後の保険契約の補償プランは、更新前の補償プランと同一となります。

10. 補償プランの変更

保険期間中および契約更新時の補償プランの変更はできません。

保険期間中に補償プランの変更をご希望の場合には、現在のご契約を解約のうえ、補償終了日の翌日を保険始期日とする新たな契約をお申し込みください。契約更新の際の変更をご希望の場合には、現在の契約を更新しない旨をお申し出のうえ、満期日の翌日を保険始期日とする新たな契約をお申し込みください。

11. 解約と解約返還保険料

PayPay ほけんアプリを通じた当社に対する通知により、保険期間中に保険契約を解約することができます。

一時払契約の場合、経過期間に応じた当社所定の割合により、未経過期間に対応する保険料を返還することがあります。

（なお、この場合で保険料の払い込みに「PayPay ポイント」を利用したときであっても、ご指定口座に返還します。）

月払契約の場合、解約された場合でも原則として保険料の返還はありません。ただし、補償終了日以後に到来する契約当日以降の保険料が払い込まれている場合には返還することがあります。（この場合で保険料の支払いに「PayPay ポイント」が含まれるときは、原則として、当該ポイント分について「PayPay ポイント」で返還します。）

12. 契約者配当金

この保険には契約者配当金はありません。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約にあたって特にご注意いただきたい事項（お客様が不利益となる場合など）についてわかりやすく記載したものです。

1. クーリングオフ（申込の撤回）について

保険期間が2年の場合、ご契約申し込み後であっても、次のとおり、申込の撤回または解除（クーリングオフ）ができます（保険期間が1年の場合、クーリングオフができません）。

クーリングオフは、ご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば行うことができます。クーリングオフをご希望の場合は、前記期間内に（郵送の場合、8日以内の消印有効）、郵送または電磁的方法（電子メール）にてお申し出ください。クーリングオフされた場合は、本契約は成立しなかったものとし、すでにお支払いいただいた保険料は、すみやかにお返しします。

＜申出先＞	(1) 郵送の場合 : 〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 15-18 フジノビル7F
	(2) 電子メールの場合 : info@air-ins.co.jp
＜記載事項＞	①クーリングオフする旨の記載
	②申出日
	③ご契約者氏名（郵送の場合、押印を含む）、住所、連絡先電話番号
	④契約番号

2. 情報の登録および変更

契約者は、PayPay ほけんアプリに属性情報等を正確に登録しなければなりません。また、登録情報に変更があった場合、所定の方法によりすみやかに当社に通知を行わなければなりません。

当社は、契約者自身が登録した情報を前提として、本保険サービスを提供いたします。

契約者は、登録情報に虚偽・誤り、または変更を怠ったことなどにより、当社からの通知が不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時に到達したとみなされることに同意するものとします。

また、上記により、契約者または被保険者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 告知義務と通知義務

①告知義務

契約者（被保険者）は、申込時に、損害の発生の可能性に関する重要な事項（告知事項）につき、事実を正確に申し出ていただく義務（告知義務）があります。

告知いただいた内容が事実と異なる場合には、当社は「告知義務違反」として、保険契約を解除する場合があります。

（また、この場合、支払事由が生じていたとしても保険金をお支払いしないことがあります。）

②通知義務

ご契約後、次の変更等が生じる場合には、必ず事前に取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただく場合があります。

ア) 契約者の住所変更

イ) 契約者または被保険者本人の死亡

ウ) 保険の目的物となる家財を譲渡または移転すること

エ) 住宅戸室の種類および所在地の変更

4. 補償開始日

「契約概要」の『3. 補償が開始される日（保険始期日）』をご確認ください。

5. 保険金を支払わない主な場合（主な免責事由）

「契約概要」の『8. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）』をご確認ください。

6. 補償の重複について

補償内容が同様の他の保険契約等（共済を含む）に加入されている場合には、補償が重複することがあります。補償が重複する場合、いずれの契約からでも補償されますが、いずれか一方の契約からは保険金が支払われない場合があります。他の保険契約等の内容を確認のうえ、ご契約ください。

7. 保険料の払込期日・猶予期間、契約の失効等

「契約概要」の『5. 保険料および払込方法＜経路・回数＞ならびに払込ができなかった場合の取扱い等（3）（4）』をご確認ください。

8. 保険料・保険金額の変更

収支状況が著しく悪化した場合、当社の定めるところにより保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、保険金支払事由が集中して発生し、保険金の支払いに支障が生じた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

（注）共同保険契約の当社以外の引受保険会社においても同様となります。

9. 経営破たん時の取扱い

当社は、少額短期保険会社であるために保険契約者保護機構へは加入しておりません。当社が経営破たんした場合であっても、この保険は同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約には該当しません。

10. 少額短期保険業者について

少額短期保険業者の業務内容については、契約者等の保護の観点から、保険業法に基づく各種の規制があります。

- ①保険期間は2年または1年までと定められています。
- ②保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は80万円、死亡保険が300万円、損害保険は1,000万円までと定められています。
- ③1被保険者についてお引き受けできるすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円となります。ただし、事故発生率の低い賠償保険については別枠で1,000万円が上限となります。
- ④1契約者についてお引き受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②③のそれぞれの限度額の100倍が上限となります。

11. 控除証明について

少額短期保険業者の保険商品の保険料は所得控除の対象とはなりません。

12. 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8-2F TEL: 0120-82-1144（受付時間：平日 9:00～12:00、13:00～17:00）

13. 支払時情報交換制度について

当社は（社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、（社）日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shougakutanki.jp/>）をご参照ください。

個人情報の取扱い

当社は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護およびお客さまの信頼を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、その他の法令・ガイドラインを遵守して、機密性・正確性を保持する等、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

1. 個人情報の取扱い

当社における個人情報の取扱いは個人情報保護方針に基づいて行います。

本方針の詳細および最新情報は当社ホームページをご覧ください。(<https://www.air-ins.co.jp/privacy.html>)

2. 個人情報とは

「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をさします。個人にはお客さま、取引先従業員、当社従業員、株主を含みます。

3. 個人情報の利用目的

- ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務（※）

（※）お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

4. グループ会社との共同利用

前記3.に記載した利用目的およびグループの経営管理のために、親会社である住友生命保険相互会社およびグループ会社であるメディケア生命保険株式会社と当社との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。

個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況など

5. 個人情報の利用・提供について

個人情報は、前記3. および4.に記載の利用目的以外には利用・提供しません。

ただし、「共同保険に関する特約」が付帯された契約については、前記3.に記載の利用目的の範囲内で非幹事保険会社に提供します。（提供項目は前記4.の「個人データの項目」に準じます。）

また、上記にかかわらず、裁判所、検察庁、警察等の公的機関から開示・提供を要求された場合に限り、これに応じる場合があります。

6. 再保険について

当社は、引受リスクの分散等を目的に再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、更新・維持管理、保険金等支払いに関する利用のために、契約内容および保険金支払実績等の情報を国内外の再保険会社に提供（※）することがあります。

（※）外国の再保険会社へ情報を提供する場合がありますので、当社ホームページ内の個人情報保護方針「**■再保険を行う場合の個人データのお取扱いについて**」をご確認ください。(<https://www.air-ins.co.jp/privacy.html>)

7. 個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について

個人情報の記入は任意ですが、各サービスの実施において、それぞれ必要となる情報をいただかない場合は各々のサービスを受けられないことがあります。

8. 個人情報の委託について

当社は、利用目的の達成および業務を円滑に進めるために、外部業者に個人情報の一部または全部の処理を委託することがあります。（この場合、安全管理対策の充実した委託先を選定し、かつ安全管理対策を契約において義務付けます）

9. 個人情報の開示等について

当社は、当社の開示対象個人情報に関し、以下の要請があった場合は本人の確認を行った上で、速やかに対応します。また、当社の個人情報の取り扱いに関する質問、相談にも対応します。ただし、データの削除については、法的な保管義務に抵触する場合にはご希望に添えない場合があります。

- ①利用目的の通知 ②開示 ③訂正、追加または削除 ④利用の停止、消去または第三者への提供

10. 個人情報に関する苦情およびお問合せ対応

当社の個人情報に関する苦情およびお問合せは、個人情報相談窓口にて承ります。

お問合せの内容により必要な書類提出や質問へのご回答をお願いすることがあります。

【個人情報相談窓口】

アイアル少額短期保険株式会社 業務部 個人情報相談窓口

電話：0120-550-378（受付時間：平日 午前 10:00～午後 5:00）

E-mail: info@air-ins.co.jp FAX: 03-5645-2130